

(新) POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係る

BAT/BEP推進事業

36百万円(0百万円)

環境管理局総務課ダイオキシン対策室

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき、ダイオキシン類等非意図的生成物の削減対策を推進するため、我が国における利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進を図るとともに、途上国におけるダイオキシン類等対策のための技術協力を進める。

(1) 利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進

POPs条約に基づく「BAT及びBEP指針案」に盛り込まれた技術や取組に関する我が国の利用実態等を調査し、技術的、経済的実情に応じたBAT及びBEPの効果的な利用促進方策の検討を行う。

(2) アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等対策の国際協力

アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等非意図的生成物のモニタリングに関する専門家会合の開催や実態調査等を通し、同地域でのダイオキシン類対策のベースとなる測定や削減対策等に関する国際協力を推進する。

2. 事業計画

上記(1)については、18年度から利用実態等の調査を開始し、その結果を踏まえて利用方策の検討を行う。(2)については、18年度から専門家会合の開催、アジア太平洋地域における実態調査等を行い、これらの事業を19年度以降も継続する。

3. 施策の効果

(1) 条約締約国の義務として、我が国におけるBAT及びBEPの利用を促進し、ダイオキシン類等非意図的生成物の削減に寄与する。

(2) アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等非意図的生成物の測定技術の向上、排出目録（インベントリー）の整備等、削減対策の基礎作りに貢献する。

BAT/BEP指針案

POPs条約に基づく
BAT/BEP専門家会合



作成

国内対応検討

情報提供

(新規) POPs条約に基づく
ダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業

BAT及びBEPの利用
の促進
(利用実態調査・
推進方策の検討)

アジア太平洋地域に
おけるダイオキシン類
等対策の国際協力
(専門家会合・
実態調査)

ダイオキシン類の削減

アジア太平洋地域における
削減対策の基礎作りに貢献